

八王子商工会議所 中小企業相談所 主催 経営改善普及事業

受講料

¥0

2026年1月施行!

「下請法」は「取適法」へ 取適法対応セミナー

知っておくべき改正のポイントを解説!

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法が
令和7年5月に改正され、令和8年1月1日から施行されています。



2026. **3/19** (木) **thu.** **14:00~16:00**

定員

50名

会場

八王子商工会議所
4階ホール (八王子市大横町11-1)

対象者

中小、小規模事業者
(会員・非会員問わず)

近年、サプライチェーン全体を通じて、事業者間における公正で透明性のある取引を確保することの重要性が高まっています。

令和8年1月1日に施行された「取適法」は、従来の「下請法」から名称が変わるだけでなく、取引適正化に向けた規制内容が大幅に変更され、従来は適用対象外であった事業者や取引内容が適用対象となるケースもあります。

本セミナーでは、「取適法」の全体像を整理したうえで、発注側・受注側それぞれの実務に直結する重要なポイントを分かりやすく解説します。

セミナー内容

- 下請法から取適法への改正ポイント
- 発注者が押さえておく注意点
- 受注者が押さえておくべき権利
- まとめ

講師紹介

公正取引委員会
企業取引課課長補佐
石井 悟 氏

セミナーのお申し込みは
右記の二次元コードより



<https://hachioji.or.jp/archives/13648>

お問い合わせ先

八王子商工会議所 中小企業相談所
八王子市大横町11-1

TEL:042-623-6311

主催

八王子商工会議所 中小企業相談所